平成２３年（フ）第１１９１号
大阪市東淀川区瑞光３丁目９番28号　瑞香館405号
債務者　杉本真知子（旧姓稗田）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４１４号
愛知県高浜市田戸町３丁目２番地70
債務者　古川　郁子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２１号
大阪府東大阪市吉田１丁目３番28号
債務者　大東　恭世
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８１号
大阪府箕面市如意谷４丁目６番５―503号　ルミナス箕面の森２番街５棟
債務者　山本成子こと　成　　得順
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４０号
大阪市港区弁天２丁目13番16―804号
債務者　シンヤ企画こと　井上　京一
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３６号
大阪府八尾市久宝寺４丁目３番41号
債務者　井上　敬子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４１４号
兵庫県西宮市上ケ原四番町１番41―602号
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４７号
大阪府八尾市南亀井町２丁目２番28号、前住所北海道札幌市西区琴似１条５丁目１番27号
債務者　中谷　　保
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４５１号
大阪市城東区関目６丁目13番９―502号
債務者　奥村　光子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４５２号
大阪市平野区長吉六反３丁目５番52―106号
債務者　富島勝哉こと　豊島　克也
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２８８号
札幌市南区真駒内17番地
債務者　佐藤　悠介
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０８３号
札幌市白石区北郷４条５丁目６番５号
債務者　田澤　　毅
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０９８号
札幌市白石区北郷９条３丁目15番13号　サイクランドえぞう101号
債務者　扇原　梨沙（旧姓久田）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３号
札幌市中央区南３条西13丁目320番地　タキシムハイツ313―５Ｂ号
債務者　川瀬　孝一
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８号
札幌市手稲区稲穂２条１丁目１番８―401号
債務者　阿部　優子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６号
札幌市中央区南14条西13丁目３番25―508号
債務者　丹波　義則
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７号
札幌市中央区南14条西13丁目３番25―508号
債務者　丹波　眞雪
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２号
札幌市東区丘珠町569番地38
債務者　佐々木まり子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部